

理事等における報酬及び 交通費に関する規程

令和6年4月1日一部改正施行する。

社会福祉法人大沢愛育会

理事等における報酬および交通費に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人大沢愛育会の理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員ならびに第三者委員（以下、理事等という）の報酬について定め、併せて交通費について定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程において理事等とは、定款の定めにより選任された理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員ならびに理事長の委嘱により承諾を受けた第三者委員をいう。

(報酬および交通費の支給)

第3条 理事等の報酬および交通費の支給対象は理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び第三者委員会の出席、役員または評議員としての職務上必要とされた場合の職務、研修会への出席等に対するものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、理事長の要請によるものも支給の対象とする。
- 3 職員である理事には、この規程による報酬および交通費は支給しない。

(報酬の額)

第4条 第3条の規定による報酬の額については、別表1のとおりとし、次の各号に定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

- (1) 全評議員の報酬総額は、定款第8条に定める額とする。
- (2) 全理事の報酬総額は、年間80,000円以内とする。
- (3) 全監事の報酬総額は、年間60,000円以内とする。

(旅費交通費の額)

第5条 理事等の交通費は別表1のとおり支給する。

- 2 役員が法人業務のため町外へ出張する場合は、社会福祉法人大沢愛育会旅費規程に基づき旅費を支給する。

(支払日)

第6条 理事等の報酬および交通費は、理事会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金で支払う。

(報酬および交通費の改定)

第7条 理事等の報酬および交通費は、大沢保育園の業績や経営内容、社会情勢等を考慮し、随時見直しを行うものとする。

- 2 この規程は評議員会の決議によって改廃することができる。

(報酬等の総額の公表)

第8条 この法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

- 1 この規程は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

1 報酬額

役職名	日額
理事 監事 評議員 評議員選任・解任委員会の外部委員 第三者委員	3,000円

2 交通費

	日額
山田町内	1,000円